

令和2年5月

指名登録事業者 各位

宮若市 管財課 契約検査係

公共事業の安全管理の徹底について（通知）

貴社におかれましては、建設現場における安全管理、公衆・労働災害の防止について、平素より十分ご配慮いただいていることと思います。また、本市においても安全パトロール等実施により、工事事務防止に努めているところです。

再度、現場内の労働災害はもとより公衆災害を未然に防止するため、工事等に関係する全ての作業員に対し事故防止の啓発を行うとともに、下記の事項を周知・徹底し工事現場の安全管理に努めていただきますよう通知いたします。

記

1. 作業開始前KY活動時に作業方法、手順ごとの具体的な危険予測とその対策の確認を徹底すること。
2. 工事現場には掲示が必要な標識類を配置するとともに、安全管理に係わる施工計画書等の書類を現場に常備すること。
3. 現場においては、機械器具、工事材料等を整理整頓するとともに、防護柵、危険標識、赤（黄）色灯の設置、場内への立入り防止等の適切な措置を講じること。
4. 除草、樹木の伐採に関しては、作業現場状況を踏まえ、適切な工法により作業員の安全確保を図るとともに、小石の飛散等により第三者に危害を加えないよう、適切な措置を講じること。
5. 重機運転に関しては、作業員および第三者に危害を加えないよう、誘導員の配置等、適切な措置を講じること。
6. 通行者等に対する安全対策について、工事により生じた段差等をなくすなど、適切な処置を講じること。
7. その他、土木工事安全施工技術指針、建設機械施工安全技術指針、建設工事公衆災害防止対策要綱などにより、工事中の安全対策に関し、適切な措置を講じること。
8. 事故が発生した場合は、「宮若市公共事業にかかる事故報告要領」の通り速やかに報告すること。

以上